

地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程

制定 平成18年4月1日
最終改正 令和6年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第48条の規定により、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの理事長、副理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の受ける給与並びに旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 役員の受ける給与は、常勤の者にあつては報酬、通勤手当、寒冷地手当及び期末手当とし、非常勤の者にあつては報酬とする。

(給与の額)

第3条 役員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び副理事長 月額 725,000円以内で設立団体の長と協議の上、理事長が定める額
- (2) 理事 月額 30,000円
- (3) 監事 月額 30,000円

2 前条の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の170」とする。この場合において、期末手当基礎額は、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）10級の職務にある職員の例による。

(給与の支給方法)

第4条 常勤の役員の報酬の支給方法については、地方独立行政法人工業技術センター職員給与規程の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、当該役員が、月の初日から支給する以外るとき、又は月の末日までに支給する以外ときは、その額は、その月の現日数を基礎として日割によって計算する。

2 非常勤の役員の報酬は月単位とし、第3条に定める額を翌月の15日（支給日が週休日及び国民の休日の場合は、その翌日）までに支給する。

(重複給与の禁止)

第5条 一般職の職員が役員を兼ねるときは、その兼ねる役員として受けるべき給与は支給しない。

(旅費及び費用弁償)

第6条 役員が、職務のため旅行したときは、常勤の者には旅費を支給し、非常勤の者にはその費用を弁償する。

2 前項の旅費又は費用弁償の額は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び副理事長 行政職給料表8級の職務にある職員と同一の額
- (2) 理事長及び副理事長以外の者 行政職給料表7級以下の級で理事長が定める級の職務にある職員と同一の額

(旅費及び費用弁償の支給方法)

第7条 前条の旅費及び費用弁償の支給方法については、一般職の職員の例による。

(退職手当)

第8条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。

附 則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

2 勸奨に応じて、又は定年により岩手県を退職した者で、引き続き常勤の役員となったものについては、第2条の規定にかかわらず、寒冷地手当を支給しない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成27年2月6日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程の規定は、平成26年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年3月31日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程の規定は、平成27年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年12月27日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成30年12月26日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程の規定は、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年12月19日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程の規定は、令和3年12月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和5年12月19日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和5年12月19日から施行する。

2 この規程による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程の規定は、令和4年12月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月19日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程の規定は、令和5年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和5年12月19日から施行する。
- 2 この規程による改正後の地方独立行政法人岩手県工業技術センター役員の給与等の支給に関する規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。